

令和8年度 第2回 埼玉県西部地域医療構想調整会議 次 第

日 時 令和8年9月15日(火)

午後7時から

開催方法 Teamsによるオンライン会議

1 開 会

2 所長あいさつ

3 議 事

- (1) 第3回地域医療構想推進会議の主な意見について
- (2) 新たな地域医療構想について
- (3) 令和7年度病床機能報告の結果について
- (4) 病床整備の進捗状況について
- (5) その他、圏域の実情に応じて必要な事項

4 閉 会

<会議資料一覧>

- ・ 次第、会議資料一覧（本紙）
- ・ 委員名簿
- ・ 埼玉県西部地域医療構想調整会議要綱

議事（1）第3回地域医療構想推進会議の主な意見について

- ・ 資料1 第3回地域医療構想推進会議の主な意見について

議事（2）新たな地域医療構想について

- ・ 資料2－1 地域医療構想の振り返りについて
- ・ 資料2－2 新たな地域医療構想の推進体制について
- ・ 資料2－3 構想区域について
- ・ 資料2－4 2040年の必要病床数について
- ・ 資料2－5 医療機関機能について
- ・ 資料2－6 「圏域別フェイスシート」に基づく取組の評価（事務局案）について

議事（3）令和7年度病床機能報告の結果について

- ・ 資料3 令和7年度病床機能報告結果

議事（4）病床整備の進捗状況について

- ・ 資料4 病床整備の進捗状況について
- ・ 資料4－1 旭ヶ丘病院

- ・ 資料 4－2 所沢緑ヶ丘病院
- 議事（５）その他、圏域の実情に応じて必要な事項
- ・ 資料なし

埼玉県西部地域医療構想調整会議 委員名簿

	氏名	所属団体及び役職名等	備 考
1	あかつ たくひこ 赤津 拓彦	所沢市医師会 会長	
2	こむら のぶよし 小室 順義	入間地区医師会 会長	代理出席：副会長 野中 晴彦
3	おがわ てるお 小川 晃男	飯能地区医師会 会長	欠席
4	かざま ひろみ 風間 浩美	狭山市医師会 会長	欠席
5	おかむら あきの 岡村 秋野	入間郡市歯科医師会 副会長	
6	あだち ひでお 安達 秀夫	所沢市薬剤師会 顧問	
7	しおたに あきひろ 塩谷 彰浩	防衛医科大学校病院 病院長	
8	さかき としあき 佐伯 俊昭	埼玉医科大学国際医療センター 病院長	
9	おむら のぶお 小村 伸朗	国立病院機構西埼玉中央病院 病院長	
10	すずき しょういちろう 鈴木 昭一郎	所沢美原総合病院 病院長	
11	こうづ せいき 神津 成紀	埼玉石心会病院 院長	代理出席：事務部長 菅 直人
12	かねこ しょうじ 金子 正二	所沢ロイヤル病院 病院長	
13	うりやうだ ようぞう 瓜生田 曜造	明生リハビリテーション病院 総院長	
14	ほうしやく ひでひこ 寶積 英彦	狭山尚寿会病院 理事長	
15	きがわ ひろし 木川 浩志	飯能靖和病院 理事長 (埼玉県病院団体協議会の推薦を兼ねる。)	
16	たかの のりこ 高野 紀子	並木病院 副病院長兼看護部長	
17	くどう あつとし 工藤 敦智	全国健康保険協会埼玉支部 業務部長	
18	うえはら ひさお 上原 久雄	入間市健康推進部国保医療課長	
19	こやま たかゆき 小山 貴之	所沢市健康推進部 部長	
20	せきね こうじ 関根 浩司	飯能市健康福祉部 部長	
21	くまが い じゅんいち 熊谷 淳一	狭山市健康推進部 部長	欠席
22	いしはら けんじ 石原 健二	入間市健康推進部 部長	欠席
23	よしだ としあき 吉田 聡明	日高市健康推進部 部長	
24	つじむら のぶまさ 辻村 信正	埼玉県狭山保健所 所長	

埼玉県西部地域医療構想調整会議要綱

（設置）

第1条 西部保健医療圏（構想区域）における医療法（昭和23年法律第205号）第30条の14の規定に基づく、埼玉県地域医療構想（以下「構想」という。）の達成を推進するために必要な事項について協議を行うことを目的とし、埼玉県西部地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

（業務）

第2条 調整会議の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 構想の推進に係る協議に関すること
- (2) その他西部保健医療圏内の実情に応じ必要な事項

（組織）

第3条 調整会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者とし、第7条で定める調整会議事務局の長が選任する。

- (1) 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び病院団体
 - (2) 各医療機能を有する医療機関
 - (3) 医療保険者
 - (4) 市の職員
 - (5) 保健所長
 - (6) その他必要と認める者
- 2 前項第5号の選任にあたっては、議事内容に応じて調整会議に出席する特別委員を選任することができるものとする。
- 3 前2項の規定による委員の選任に際しては、地域的均衡その他地域の実情等を十分勘案するものとする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 調整会議に、会長及び副会長を置くこととし、委員の互選により選出する。

- 2 会長は会務を総理し、調整会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(調整会議)

第6条 調整会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 調整会議は、委員（特別委員は含まない）の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 調整会議の議事は、出席委員（特別委員は含まない）の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員がやむを得ず調整会議を欠席する場合には、当該委員は代理の者を指名して調整会議に出席させることができる。
- 5 前項の規定により、調整会議に出席した代理の者については、委員とみなす。
- 6 調整会議の議事に関して、広く周知を図り又は意見を聴く必要がある場合は、説明会や公聴会を開催することができる。

(調整会議の庶務)

第7条 調整会議の庶務は、狭山保健所に設ける事務局において処理するものとする。

(調整会議の開催回数)

第8条 調整会議は、原則として年2回開催とする。ただし、病院整備計画の公募実施等、特別に協議すべき議題がある時は、開催回数を追加することができる。

(調整会議の公開)

第9条 調整会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(資料の事前配布)

第10条 事務局は、調整会議の資料を開催日の1週間前までに委員に配布し、事前に委員が目を通せるように努めるものとする。

(議事運営)

- 第11条 議長は、調整会議において委員全員が発言できるよう配慮した議事運営を行うものとする。
- 2 事務局は、必要に応じ事前に、委員への意見聴取、現場の状況や取組の発表依頼を行い、調整会議当日の議長の議事運営を補佐する。
 - 3 事務局は、資料のペーパーレス化及びWEB方式での調整会議開催に努めるものとする。

(資料等のホームページでの公表)

第12条 事務局は、調整会議の資料を調整会議開催後3日以内に埼玉県ホームページで公表する。

2 事務局は、調整会議の議事概要を資料公開後速やかに埼玉県ホームページで公表する。

(協議事項)

第13条 調整会議では、第2条各号に規定する構想の推進その他の必要な事項に係る協議として、次の事項について協議する。

- (1) 病床の機能分化・連携に関する事
- (2) 病床機能報告及び定量基準分析に関する事
- (3) 非稼働病棟に関する事
- (4) 病床整備に関する事
- (5) 病床機能の転換に関する事
- (6) その他別に定める事

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、調整会議について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。
- 2 第3条の規定による委員の選任及び第7条の規定による調整会議の庶務、その他この要綱の円滑な実施のために必要な措置は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。